

漁業に関する特定最低賃金の拡大について

1. 最低賃金の設定及び業種拡大の経緯

漁船船員の最低賃金に関する建議(昭和55年2月15日付け船中労第46号)概要

1. 漁船船員の労働条件の改善を図り、ひいては企業の近代化に資するためにも漁船船員対し広く最低賃金制を適用させることが必要
2. 船員法の適用のない漁業従事者は陸上の最低賃金が適用
3. 漁業の多様性及び漁業労働の特殊性から、全業種について実情にあった最低賃金を同時に設定することは困難
4. 当面、相対的に雇用が大きく、かつ、周年操業を行う業種のうち、未組織船員の存在する業種であって、賃金実態等の把握が比較的容易な**4業種**について最低賃金を設定
5. その他の業種の取扱は、今後、審議検討を行う

昭和56年から以下漁業種類が最低賃金の対象

- (1) 遠洋まぐろ漁業 〈中央〉
- (2) 大型いか釣り漁業 〈中央〉
- (3) 沖合底びき網漁業 〈地方〉
- (4) 大中型まき網漁業 〈地方〉

●平成8年2月 船員中央労働委員会総会

【労働者側】 漁業分野の最低賃金制度の未適用漁業種への制度の適用について問題提起
2種類：**近海まぐろ漁業、中型いか釣り漁業等**

【使用者側】 関係漁業団体との話し合いを関係労使間で鋭意協議

【公益(会長)】 今後、関係者間でそれぞれ必要な協議を進め、その成り行きをみて再度必要があれば総会に上げる

近海まぐろ漁業

●平成26年6月～27年8月 勉強会及び小委員会にて協議

●平成27年10月 漁業(かつお・まぐろ漁業)最低賃金を設定
(遠洋まぐろ漁業に遠洋かつお漁業・近海かつお・まぐろ漁業を適用拡大)

※最低賃金額は月額203,300円(令和6年3月～効力発生)

中型いか釣り漁業

●平成8年～ 関係労使と調整を継続的に実施

●令和5年7月 労働者委員より適用拡大を要望
(以前より同様の要望あり)

2. 交通政策審議会での主な調査審議事項

- 「中型いか釣り漁業」への適用の適否
- 「以西底びき網漁業」への適用の適否